

P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

令和8年度税制改正

政府は2月20日、[令和8年度税制改正](#)を閣議決定し、[特別国会へ提出](#)しました。法案は原則、令和8年4月1日の施行を目指していますが、2月8日の衆議院解散総選挙の影響で、税制改正法案の国会提出が例年より遅れました([昨年は2月4日](#))が、政府・与党は3月31日までの年度内成立を目指すとしています。

詳細は、成立後にお知らせしますが、今回は、そのうちの一部を紹介します。

【所得税：178万円の壁への対応】

基礎控除と給与所得控除の本則をそれぞれ4万円引き上げた上で、令和8・9年度はさらに大幅な加算措置(特例)が講じられます。これにより、給与年収178万円まで所得税がかからなくなりますが、ますます所得水準によって控除額が細かく変動する複雑な仕組みとなります。

【法人税：投資促進と整理統合】

IT化や脱炭素など“[未来への投資](#)”を

編集後記 個人の確定申告業務の真っ最中です。弊所では、贈与税や譲渡所得税(交換など)の申告が例年に比べ増えているように感じています。AIもフル稼働していますが、結果として本を買わなくなりそうです。このため調べたり覚えたりすることが少なくなり、勉強しなくなりました。

編集発行 [株式会社プランニングファイブ\(P5\)](#)

行う企業を大胆に優遇する一方、効果の薄くなった古い優遇措置(租税特別措置)は廃止・縮小されます。「攻める企業」を支援する、メリハリの強い内容です。

【消費税：インボイス経過措置の終了へ】

インボイス制度の負担軽減策であった「2割特例」などが、令和8年9月の期限に向けて見直されます。段階的に本来の納税額へ近づくため、事前の資金繰り検討が重要になります。

【その他】

「[特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例等](#)」が創設され、一定の暗号資産の譲渡等をした場合は、他の所得と分離して20%(所得税15%・住民税5%)の税率で課税されます。

事務所・P5より・・・

P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 437

令和8年3月1日

令和8年度予算

国の令和8年度予算案は、令和7年12月26日に閣議決定され、去る2月20日に国会へ提出されました(表1)。

税収は過去最高水準を更新の見込み

令和8年度の一般会計税収は、前年度(令和7年度当初)の77.8兆円から大幅に増加し、**83.7兆円**と過去最高水準を見込んでいます。

内訳を見ると、所得税(25.3兆円)、法人税(20.7兆円)、消費税(26.7兆円)といずれも基幹三税が伸長しています。これは、賃上げに伴う所得税の増加や、緩やかな経済回復による企業収益の改善、そして物価上昇の影響を反映した消費税収の伸びが背景にあります。もちろん現在の不確かな国際情勢によっては、この通りいくとは限りませんが。

公債依存度の抑制と財政の健全化

歳入合計(一般会計予算規模)は122.3兆円となりました。特筆すべきは、令和7年度修正後予算で40.3兆円まで膨らんでいた公債収入(国債の発行)が、令和8年度案では29.6兆円まで抑制されている点です。ここ数年の当初予算ベースでは、令和7年に次ぐ低い水準となっています。もちろん補正予算がなけ

ればの話ですが。

表1 国の歳入予算(単位兆円)

年度	令和8年	令和7年 補正後	令和7年
所得税	25.3	24.7	22.7
法人税	20.7	19.6	19.2
消費税	26.7	25.5	24.9
その他	11.0	10.9	11.0
(相続税)	3.8	3.7	3.5
税収合計	83.7	80.7	77.8
公債収入	29.6	40.3	28.6
その他	9.0	12.5	8.7
歳入合計	122.3	133.5	115.1

当初予算では、公債収入は下表のように補正予算で大幅に拡大しています。

表2 補正予算後の公債収入の推移

年度	公債収入(兆円)	
	当初予算	補正予算
令和2年	32.6	112.6
令和3年	43.6	65.6
令和4年	36.9	62.5
令和5年	35.6	44.5
令和6年	35.4	42.1
令和7年	28.6	40.3
令和8年	29.6	?

HPリンク⇒pdfで作成しています。下線部分は元資料にリンクできます。



2026年3月の税務・総務予定

(税務)

*令和7年分所得税の申告・納付

2月16日(月)～3月16日(月)

振替納税選択の振替日

4月23日(木)

*令和7年分個人消費税の

申告・納付 3月31日(火)まで

振替納税選択の振替日

4月30日(木)

*令和7年分贈与税の申告・納付

2月2日(月)～3月16日(月)

(総務他)

*新年度予算編成

*保存文書類の整理・廃棄

*IT設備点検・更新

COVID-19・Influenza 関連のデータは
ホームページ(HP)に掲載しております。

米国最高裁が「大統領の関税」にNO!

つい先日、アメリカから大きなニュースが飛び込んできました。

2026年2月20日、米国連邦最高裁判所は、トランプ政権が進めてきた一部の関税措置について「法律上の根拠がない(違憲・違法)」とする歴史的な判決を示しました。

1 この判決の結論

一言で言いますと、「大統領が『緊急事態だ』と言えば、何でも勝手に関税(Tariff)をかけられるわけではない」としました。

大統領が「国際緊急経済権限法(IEEPA)」(1977年法)という武器を使って、議会の承認なしに広範な関税を課したことの是非についての判断で、

この法律は、テロや敵対国などの「異常かつ特別な脅威」に対し、資産凍結や取引禁止を行うための法律ですが、トランプ大統領は、「輸入を規制する権限があるのだから、関税をかけてもいいはずだ」と主張し、メキシコからの不法移民対策や中国への制裁として関税を発動しました。

これに対して最高裁は「輸入の規制」と「徴税(関税)」は別物で、関税を決めるのは議会の専権事項であり、IEEPAを根拠に勝手に関税を課すことはできない、と結論づけました。

すなわち、最高裁は、米国憲法が定める『通商の調節』(The Taxing Power)や『税の賦課』(The Commerce Clause)の権限はあくまで議会に属するものであり、大統領への権限委譲には明確な境界線が必要だと判断しました。

これにより、一部の追加関税が失効し、米国に輸出を行う企業にとってはコスト減となる可能性があります。一方で還付手続きや新たな代替関税の導入など、米国の通商政策は混乱の中にあります。

2 米国最高裁と日本最高裁の違い

日米の最高裁判所は、その仕組みや役割に大きな違いがあります。

まず裁判官の数ですが、日本は15名、アメリカは9名で構成されます。大きな違いはその「任期」にあります。日本は定年制を採用しており、70歳で退官することが憲法や法律で決まっています。対してアメリカには定年がなく「終身制」です(最年長77歳)。本人が辞退するか亡くなるまでその職に留まるため、一人の裁判官が数十年にわたって国の指針に影響を与え続けることも珍しくありません。

指名の手続きも対照的です。日本では内閣が任命し、就任後には国民審査を受けるという「行政・国民によるチェック」が働きます(国民審査は形骸化しているという批判もありますが。)

一方、アメリカでは大統領が指名し、上院の承認を経て任命されます。この過程が非常に政治的で、時の大統領は自分の政策に近い思想を持つ人物を送り込もうとします。そのため、個々の裁判官が「保守派(伝統や権限を重視)」か「リベラル派(個人の権利や変化を重視)」かが明確に色分けされ、判決が国を二分する議論になることもあります。日本の最高裁が「法律の解釈を統一する実務的な場所」という性格が強いのに対し、アメリカの最高裁は「国の形や価値観を左右する政治的・思想的な主戦場」という側面を色濃く持っています。

他国のことですが、米国の最高裁も法の最終的な判断を示す場である以上、本来は政治に左右されない中立公正な場所であるべきだと思うのですが。

3 日本の関税

ここで、日本の関税について、どうなっているかお話ししておきます。

日本の税は、憲法84条に定める「租税法律主義」が根底にありますので、関税も、「法律」または「法律が定める条件」によってのみ課されます。

関税は「国の税収」であると同時に、「国内産業を守る壁」でもあります。日本では、農産品には高い関税をかけ、原材料には低い関税をかけることで、国内のバランスをとっています。

輸入申告時の「貨物の価格(CIF価格)」に、あらかじめ法律で決められた「税率」を掛けて算出します。

日本の税収全体に占める関税の割合は約1～2%程度ですが、酒類やタバコと同様に、特定の物品の流通をコントロールする重要な役割を担っています。

日本のお米で例にとりますと、国内農家を保護するため、原則として非常に高い関税(一般税率・**1kg**あたり**341**円)が設定されています。またWTO協定に基づき、年間約77万トンの無税輸入枠(ミニマム・アクセス)を設け、その枠内は関税がゼロです。

通常、この「高い壁」を回避して安く輸入するための枠が、国との約束(通商協定)によって決まっています。

例えばアメリカからお米を輸入する場合、日本とアメリカは個別の「日米貿易協定」を結んでいますが、お米については日本側の強い要望により、アメリカ産専用の優先枠(国別枠)は設けられていません。そのため、アメリカ産のお米は、他の国と同じ一般の輸入枠の中で取引されています。

一方、ベトナムは日本も参加する広域自由貿易協定(CPTPP)のメンバーです。日本はCPTPP参加国全体に対して「CPTPP産専用の輸入枠」を設定していますが、こちらを利用する場合も一定のマークアップ(国が徴収する輸入差益)が課される仕組みとなっており、完全に無税で自由に入ってくるわけではありません。

SHONAN TAX OFFICE
(<https://www.shonantax.jp/>)